

伊市環環第 931 号
令和 2 年 2 月 1 4 日

伊丹市環境審議会

会長 笠原 三紀夫 様

伊丹市長 藤原 保幸

伊丹市環境基本計画（第 3 次）の策定について（諮問）

伊丹市環境基本条例第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、伊丹市環境基本計画（第 3 次）の策定について、貴審議会に諮問します。

（諮問理由）

本市では、「伊丹市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2020 年度までの 10 年間を計画期間とする「伊丹市環境基本計画（第 2 次）」を 2011 年 3 月に策定し、「環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち」の実現を目指して、各種環境施策を展開し、一定の成果をあげています。

一方で、世界では、地球規模で環境問題が深刻化する中、問題解決に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が 2015 年に採択され、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が 2015 年に採択、2016 年に発効され、2020 年より実施されることになっているなど、時代は大きな転換期を迎えています。

わが国においても、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、国は 2018 年 4 月に、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す「第五次環境基本計画」を策定しました。当該計画では SDGs の考え方も活用し、多様な主体とのパートナーシップのもと、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくことや、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点から「Society 5.0」の実現を目指したイノベーションを創出していくという、今後の環境政策についての基本的な考え方が示されたところです。

本市では、現在のところ、人口の微増傾向が続いておりますが、長期的に見れば、今後、人口減少に転じ、人口減少・高齢化が進展していくものと見込まれており、社会構造の変化に伴う様々な影響について懸念されます。

このような本市を取り巻く状況と特性を踏まえ、本市としましても、持続可能な社会づくりを推進し、環境問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要であると考えます。

こうした状況を踏まえ、今後の環境の保全及び創造に関する施策について、より一層の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の新たな環境基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。